

まごころ共済

自動車事故費用共済

自動車事故のもしものとき・・・

自賠責保険・任意保険だけで十分ですか？

「まごころ共済」は、ドライバーの方へ

ひとつ上の安心をお約束いたします。



まごころ共済とは？ もしものとき・・・お手軽な掛金でもうひとつの安心を！

人身事故で加害者となった場合に、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任（誠意）についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。

万一のときあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが県共済のまごころ共済です。

◆補償内容（共済金額が300万円の契約の場合）

	負傷者が	
	契約者側の場合	相手側の場合
死亡共済金 事故の日から180日以内に死亡されたとき(1事故につき)	300万円	共済契約者の経済的負担を補うため 合計300万円 までの実費を支給 ☆契約者側にも過失のある場合(一時金として) 死亡臨時費用共済金 30万円
後遺障害共済金 (障害級別による)	12～300万円	12～300万円 算定された額を限度として実費を支給
入通院共済金 365日分または300万円限度	(1人あたり) 入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 1事故につき入院、通院合わせて 1日最高18,000円	左記の日額により 合計300万円 までの実費を支給 ☆契約者側にも過失のある場合(一時金として) (3日以上通院または入院で、1事故につき) 入通院臨時費用共済金 3万円 ※支払限度額が3万円を超える場合は支払い限度額内で3万円を差引いた金額となります。
対物担保特約 (1事故につき)	30,000円	他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上になったとき(共済期間内に1回)

◎補償に関しては、負傷者が契約者側か相手側かによって支払内容が異なります。

□共済契約者側に自動車事故に起因する死亡、後遺障害または入通院に係る共済金額請求事由が発生したときは、共済契約所定の共済金額を限度にお支払いします。

□事故相手側に自動車事故に起因する死亡、後遺障害または入通院に係る共済金額請求事由が発生したときは、次の条件のとおり共済金をお支払いします。

①『事故』は契約者側にも過失のある『人身事故』であること。

②共済契約証書記載の『共済金額』を支払限度額とし、共済契約者が負担した実費を共済金額の範囲内で補償します。経済的損失は、領収書または証拠書類によって確認された額となります。

まごころ共済ではこんな時にお支払いをします・・・

例1 歩行者を跳ねて死亡事故を起こした



- ・相手が死亡した。

死亡事故共済金として 270 万円、死亡臨費 30 万円の
合計 300 万円を支払限度として実費（香典料・献花料等）を
契約者にお支払い。

例2 出会い頭の事故を起こして



- ・相手 1 名（運転者）が 30 日、自分が 20 日通院した。

- ・相手の車両に 20,000 円以上の損害があった。

<自分> 2,250 円×20 日 = 45,000 円 定額払い

<相手> 2,250 円×30 日 = 67,500 円 67,500 円を支払い

限度として契約者が負担した実費（お見舞い費用
等）をお支払い。※過失がある場合

入院臨費 30,000 円(3 日以上入通院)

<対物> 30,000 円[契約者に支払い]

※支払内容は、負傷者が契約者側か相手側かによって異なります。

例3 自損事故を起こして



- ・電柱やガードレール等を壊し 20,000 円以上の損害があっ
た。※過失がある場合

<対物> 30,000 円[契約者に支払い]

【お問い合わせは】

取扱団体 **宮崎県学校生活協同組合**
TEL 0120-29-6011
宮崎県火災共済協同組合
TEL 0985-24-1424